

## 神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付要綱

平成30年6月28日 こども家庭局長決定

令和元年12月27日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の復職促進を図るため、保育士として一定の期間勤続した者に神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金（以下「一時金」という。）を給付する事業を実施することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等 次のアからカまでに掲げる施設のうち神戸市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設を除く。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

エ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

オ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。）

カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、神戸市一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施する施設

(2) 新卒保育士 保育士又は保育教諭としての勤務経験がなく、保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得してから1年未満の間に保育士・保育教諭等として保育所等に正規採用された者

(3) 潜在保育士 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者のうち、次のア、イのいずれかに該当するものをいう。

ア 本条第1項各号に掲げるいずれの施設においても保育士又は保育教諭としての勤務経験がない者であって、保育士又は保育教諭等として保育所等に正規採用された者。ただし、新卒保育士を除く。

イ 本条第1項各号に掲げるいずれかの施設において保育士又は保育教諭としての勤務経験がある者であって、当該施設を離職した後6月以上を経過してから保育士又は保育教諭等として保育所等に正規採用された者。

(一時金の種類)

第3条 一時金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新卒保育士等就労奨励一時金

ア 新卒保育士等1年勤務一時金

イ 新卒保育士等2年勤務一時金

(2) 保育士定着一時金

(交付対象事業者)

第4条 前条各号の一時金の交付対象事業者は、保育所等を経営する者であって、次条に定める交付対象保育士を雇用する者とする。

(交付対象保育士)

第5条 新卒保育士等就労奨励一時金の交付対象保育士は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。

(2) 平成29年4月2日から令和2年3月31日までに採用された新卒保育士または平成30年4月1日から令和2年3月31日までに採用された潜在保育士であること。

(3) 過去に本市の同一の種類の一時金の交付を受けていないこと。

2 保育士定着一時金の交付対象保育士は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。

(2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者で、保育所等において現に保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として勤務し、当該年度の4月1日時点の勤続年数が、保育士、保育教諭等としての正規採用日から起算して2年を超え、7年未満であること。

(3) 過去に本市の同一の種類の一時金の交付を受けていた場合、当該一時金の交付後、離職していないこと。

(一時金の交付金額)

第6条 一時金の額は、一時金の種類ごとに、次のとおり定めるものとする。

(1) 新卒保育士等就労奨励一時金

ア 新卒保育士等1年勤務一時金 300,000円

イ 新卒保育士等2年勤務一時金 300,000円

(2) 保育士定着一時金 200,000円

(交付申請)

第7条 一時金の補助を受けようとする事業者は、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付申請書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添付して、市長が指定する日までに、市長へ申請するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは神戸市保育人材の定着促進にかかる一時金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

(一時金の支給要件)

第9条 一時金は、一時金の種類に応じ、交付対象保育士が次の各号に定める要件を満たした場合に支給するものとする。

(1) 新卒保育士等就労奨励一時金

次に定める期間、同一事業者が運営する保育所等で勤務した場合に、それぞれ支給するものとする。

ア 新卒保育士等1年勤務一時金 1年

イ 新卒保育士等2年勤務一時金 2年

(2) 保育士定着一時金

4月1日を基準日として、基準日時点における勤続年数が2年を超え、7年未満である場合に支給する。

(交付請求)

第10条 第8条に定める交付決定を受けた事業者は、神戸市保育人材の確保・定着促進に

かかる一時金交付請求書（様式第4号）により市長へ一時金の交付請求を行なうものとする。

（一時金の交付）

第11条 市長は、前条に定める交付請求を受けたときは、30日以内に当該一時金を概算払いにより交付するものとする。

（一時金の使途）

第12条 一時金の交付を受けた事業者は、一時金の支給要件を満たした交付対象職員に対して、第3条、第6条に定める一時金を支給しなければならない。ただし、施設全体の保育士の定着に繋がると交付対象事業者が判断する場合、当該一時金の交付対象職員に10万円以上を支給し、残りの金額を交付対象保育士以外の正規雇用保育士等に配分することができる。この場合、配分の対象となる保育士等は、以下の条件をすべて満たす者とする。

（1）当該一時金の交付対象職員と同一法人の保育所等に勤務する保育士又は保育教諭若しくは幼稚園教諭であること。（保育士とみなすことができる看護師を含む）

（2）当該一時金を配分することが離職防止につながると事業者が判断する者であること

2 一時金の交付を受けた事業者は、当該一時金を交付対象職員へ支給を行った後、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金支給実績報告書（様式第5号）をもって市長へ報告しなければならない。

（交付対象職員および交付金額の確定）

第13条 新卒保育士等就労奨励一時金の交付を受けた事業者は、交付対象保育士が第9条第1号に定める一時金の支給要件をみたした場合、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金交付対象職員確定報告書（様式第6号）により、市長が指定する日までに報告をしなければならない。

2 市長は、事業者から前項の報告を受けた後、速やかに一時金の金額を確定しなければならない。金額の確定においては、神戸市保育人材の確保・定着促進にかかる一時金金額確定通知書（様式第7号）をもって対象となる事業者へ通知を行なう。ただし、交付決定金額と確定報告の金額が同額である場合等、市長が上記の通知を不要だと認める場合においては、省略できるものとする。

（交付決定の取消し・変更および一時金の返還）

第14条 市長は、第13条の規定により一時金の交付確定を行った場合において、既にその

額を超える一時金を交付しているときは、その額の返還を求めるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、一時金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、神戸市新卒保育士等就労奨励一時金交付要綱（平成29年11月16日施行）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱施行前に旧要綱の規定に基づいてした、交付申請及び交付決定その他の行為については、この要綱に相当する規定があるときは、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月13日から施行し、平成30年4月1日より適用する。
- 2 この要綱施行前に、改正前の要綱の規定に基づいてした交付申請については、改正後の要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日より適用する。